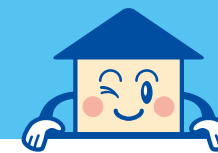


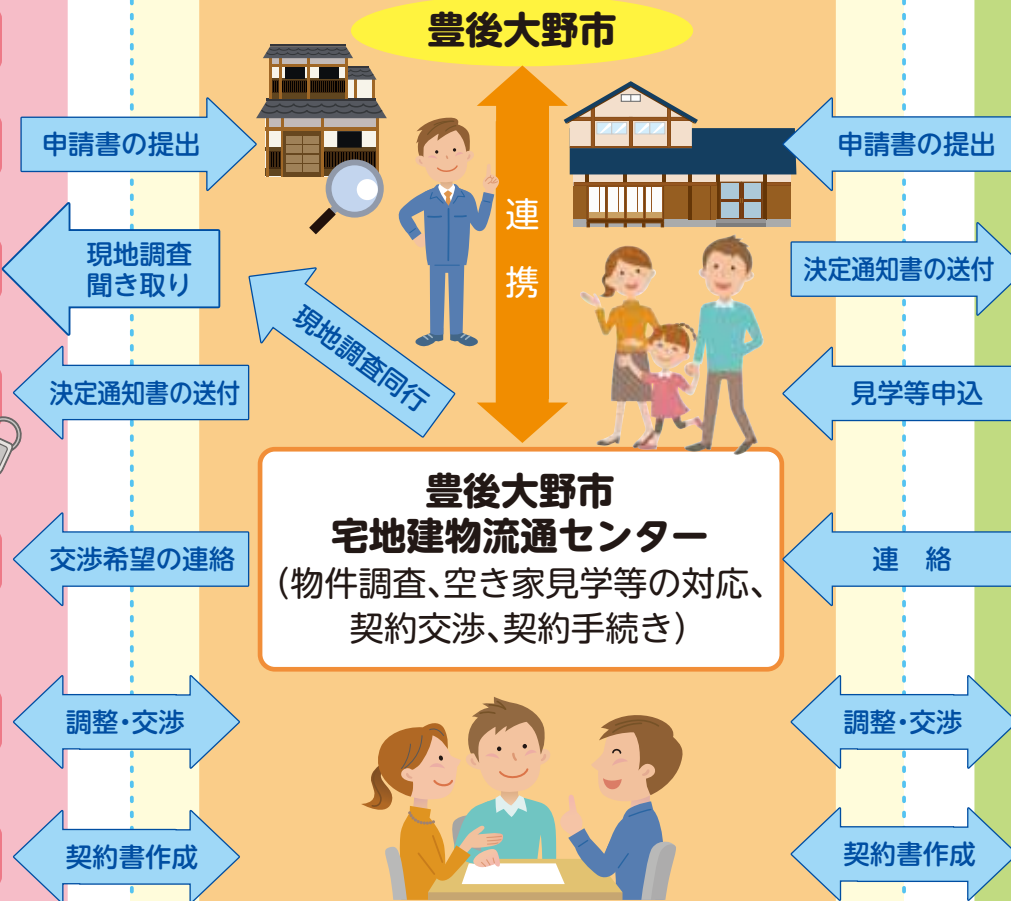
# 空き家バンクの概要及び利用の手順等



## 空き家所有者（売主・貸主）

- ① 空き家の賃貸・売買を検討
- ② 空き家バンクへの登録申請
- ③ 現地調査の立会、条件等の確認
- ④ 空き家バンク物件登録の決定 有効期間:3年間  
※市が鍵を預かります。
- ⑤ 契約交渉受諾の確認
- ⑥ 具体的な契約条件等の協議
- ⑦ 契約の締結

## 豊後大野市空き家バンク



## 利用者（買主・借主）

- ① HP等により空き家情報の確認
- ② 利用希望者の登録申請、ニーズ確認
- ③ 利用希望者の登録決定 有効期間:2年間
- ④ 空き家情報の問い合わせ、見学申し込み
- ⑤ 契約交渉希望の申し入れ
- ⑥ 具体的な契約条件等の協議
- ⑦ 契約の締結

### ■ 空き家所有者の方へ（物件登録にあたっての注意事項）

- ◎物件の登録にあたっては、市に鍵を預からせていただくことと、ホームページ等に空き家の情報を公開することに同意をいただくことが条件となります。
- ◎空き家バンク登録後も、契約が成立するまでは、空き家の管理は所有者の責任において行っていただきます。
- ◎既に、買い主が決まっている物件は空き家バンクへの登録ができません。
- ◎物件の状態（老朽化等）や条件によっては、登録をお断りする場合があります。
- ◎空き家バンクは、登録期間内に契約の締結を保証する制度ではありません。

### ■ 空き家バンクの利用方法について

- ◎登録物件については、豊後大野市移住定住ポータルサイト「空き家バンク物件一覧」をご覧ください。
  - ◎物件登録及び利用者登録ともに、申請書の様式を豊後大野市移住定住ポータルサイトからダウンロードできます。
  - ◎空き家バンクへの登録は無料ですが、契約が成立した場合、豊後大野市宅地建物流通センター所属の不動産業者への手数料が発生します。
- 【売買の場合】所有者・利用者の双方  
【賃貸の場合】利用者のみ



### ■ 利用者の方へ（制度利用にあたっての注意事項）

- ◎空き家見学等の対応は、原則、利用者登録を行った方のみとしています。
- ◎空き家の見学については、事前に日程の予約をお願いします。
- ◎一つの空き家に対し、複数の方から契約交渉の申し入れがあった場合は、一番初めに申し入れがあった方を優先します。
- ◎一度に複数の空き家の契約交渉の申し入れをすることはできません。
- ◎契約にあたっては、トラブル防止の観点から、豊後大野市宅地建物流通センターの仲介を推奨しています。

